

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

妻へのプレゼント

Q : 私と妻は、今年で結婚してマル20年経ちました。20年を過ぎると妻に対する贈与の特例があるそうですが、どのような内容になっていますか？

A : 婚姻期間が20年以上である配偶者に対して自宅を贈与する場合には、2,000万円の特別控除があります。

【解説】

贈与税の特例には、婚姻期間が20年（1年未満の端数は切り捨てます）以上である配偶者から、次の居住用不動産等を贈与された場合には、贈与財産の価額から基礎控除（110万円）のほかに2,000万円（贈与財産の合計額が2,000万円に満たない場合はその合計額まで）を控除してくれるという特例（同一の配偶者につき一回限り適用）があります。

これを贈与税の配偶者控除といいます。

- ① もっぱら居住の用に供する土地もしくは土地の上に存する権利（借地権等）又は家屋（居住用不動産といいます）で、贈与を受けた年の翌年3月15日までに受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるもの
- ② 居住用不動産を取得するための金銭で、贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住用不動産の取得に充てられ、かつ、受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合の金銭の額

不動産の価額が上昇に転じそうであれば、年内に検討してみるとよいでしょう。

